

第5期 第3回 川口市自治基本条例運用推進委員会 会議録

会議の名称	第5期 第3回 川口市自治基本条例運用推進委員会
開催日時	平成26年4月25日(金) 午後6時30分から午後8時20分
開催場所	キュポ・ラム4階 会議室1・2号
出席者	(委員長) 齋藤委員長 (副委員長) 田村副委員長 (委員) 稲川委員、松本委員、浅見委員、草野委員、後藤委員 小林委員、竹本委員、石井委員、小山委員、吉岡委員 高野委員
会議内容	(傍聴について) ○ 委嘱書交付 ○ 開 会 ○ 議 事 自治基本条例運用推進委員会の在り方について (1) 今後の委員会の開催間隔と開催等について (2) 答申素案について ○ その他 ○ 閉 会
会議資料	1 次第 2 席次表 3 委員名簿 4 事前意見の集約 5 関連条例対照表 6 前回の会議録 ※自治基本条例のパンフレットと手引き
発言内容	○委嘱書交付(6時30分) 事務局 会議に先立ち報告する。板橋智之委員から辞任願が提出され、後任として、稲川和成議員が推薦されたことから委嘱を行いたい。 — 企画財政部長から委嘱書の交付 — 事務局 それでは新しく委員になられた稲川委員から挨拶をお願いしたい。

－ 稲川委員からあいさつ －

事務局

続いて、4月の人事異動により、事務局も新体制となったことから、自己紹介をしたい。企画財政部長から順にお願いしたい。

－ 事務局から自己紹介 －

○ 開 会（午後6時34分）

事務局

それではただいまより、第5期第3回川口市自治基本条例運用推進委員会を開会する。

本日の欠席者は1名、出席委員は過半数以上のため、この会議は成立している。

はじめに本日の資料を確認させていただく。

机上配付してあるのは、次第、座席表、委員名簿、事前意見をまとめたもの、関連条例の対照表、前回の会議録の完成版、以上6点となるが過不足はないか。

－ 資料の過不足なしの声 －

本日の議事については、次第に従って進めたい。ここからの進行は、委員長にお願いしたい。

○ 議 事

委員長

議題のとおり進めたい。前回の議論で、自治基本条例の条文に「改正箇所はなし」ということで合意は得られている。

また、事前にいただいた意見を集約したところ、1点目の確認事項として、半数の委員が1年ごとに入れ替わる仕組みを改めるための方法として、次期は新しく公募委員を委嘱しないことで意見は一致しているようである。

この点は、そのように進めることで良いか。

－ 委員から良しの声 －

委員長

2点目の確認事項として、委員会の開催間隔を皆さんに確認したところ、「委員会は、4、5年おきに開催する」、「個別具体的な課題が生じた際に開催する」の2つに集約されているようである。

ただし、後者の場合は、自治基本条例第33条（以下、条例第33条）の規定からすると、委員会は常設されていることを前提としているため、現実的ではない。

つまり、前者の4、5年おきに開催することが妥当ではないかと考え、本日の1つ目の議題とさせていただいた。

まず、この点について意見や質問があればお願いしたい。

委員

4、5年おきに開催するという事は、その間に委員会は開かれないということになるのか。

その意味が良くわからない。

委員長

この委員会は条例により常設が前提となっているので、例えば4、5年おきに開催するという事になれば、委員の任期もあわせて4年に変える必要も生じる。間を空けるという意味からすると、任期最後の4年目に集中審議をするという形もあり得る。このことは、委員の任期はこれまで2年で良いという意見もあったことから、この点もあわせて議論が必要であろう。

委員

今の説明でイメージは理解した。

委員長

他に意見等はあるか。

委員

私は委員会のかたちを議論するうえで、この委員会の役割が明確になっていないのに先に開催間隔を議論するのは順序が逆ではないかと思うけど

うか。

委員

ただいまの意見と同感である。

委員長

これまで委員会のかたちを議論する中で、役割についての議論はしてきた。

その中で、毎年半数の委員が入れ替わるとともに、毎年、諮問に対する答申を出し続けてきたことをまずは改めるということになった。

また、理念条例や上位規範であるこの条例の見直しを毎年する必要があるのかという意見もあり、それならもう少し期間を空け、集中的に議論した方が良いという方向では合意されている。

委員の役割も重要だが、まずは今のかたちではなく、何らかの変更をすべきということで意見がまとまってきた。

一方の役割については、運用推進委員会条例第2条（以下、委員会条例第2条）に委員会の役割が5つ明記されており、その5つの項目が抽象的で、市長からの諮問をもっと個別により具体的に諮問が出されれば、もう少し議論ができるのではないかということは意見として出された。

委員

今回の市長からの諮問は、「委員会の在り方」かと思うが、なぜそこから本日の委員会で開催間隔や期間を議論するのか理解できない。

委員長

もちろんこれまで正面から委員会の在り方を議論してきた。その議論の結果、まずは委員の任期を揃えた方が議論しやすいということから、半数を入れ替える点を改め、そこから今のような開催間隔はどうか、ということになっている。

委員

この委員会の在り方は、条例第33条に明記されているように、他の審議会のように事務局が審議事項を提示し、そのことについて審議するかたちとは異なり、この委員会自身で課題を見つけ、議論することが特徴と考える。

委員

この委員会は確かに自らテーマを設定し、議論してきた。認知度を上げるということもそうだが、そのテーマを設定するまでにかなりの時間を要した。

また、自治基本条例を理解するにも相当時間を要すると思う。

そのことを振り返って考えると、やはり委員会が立ち上がってから5年が経過した今、この先の委員会のかたちを考えなければならないと思う。

そうした意味で、委員会のこれから先のかたちとして、開催間隔なども考える必要はあると思う。

委員

まずは委員構成を議論した中で、半数の委員入れ替えを改めるということの答えを出し、次に開催期間を議論しているので、議論の順番を逆にしているとは思っていない。

仮に4年とした時には、委員はその4年間どのように活動をするかということにも繋がるし、そのために任期を延ばすことも必要になるかと思う。

委員

申し送り事項の内容について確認したいが、「現行委員会の問題点」で、「委員会の役割、委員構成、委員数、開催回数、なども見直す必要がある。」と書かれているが、委員会の役割については合意されていることではないと考えるがどうか。

委員長

これまで役割については見直しの必要はないと述べてきたつもりだが、あらためて皆さんはどう考えるか伺いたい。

委員

私の考える役割は2つあり、まずは条例第33条に書かれている役割、もう1つは、委員会の性格を生かし、課題を自ら見つけて改善していくための提言をすることであり、その課題によって委員の数や開催回数を決めていくことが良いと考える。

委員長

ただいまの意見の中で、課題を設定してから委員の人数や回数を決めるというのは現実的ではない。これまでも課題を設定するために膨大な時間

を要した経緯からしても、その提案には無理があると考える。

端的に確認すると、諮問事項以外にも議論することを役割に加えてはどうかという意見になるのか。

委員

そのようなことではない。ただし、委員会は自治の推進のための提言をしていくことが求められていると考える。

委員長

その意味からすれば、確かに前期で認知度を上げるための方策ということを議論した。しかし、そのテーマを設定するまでに多くの時間を要した。

委員

これまでの意見に出たように、通常の委員会や審議会は事務局から課題や審議事項が示されるが、なぜこの委員会はそのようなかたちを取ってこなかったのかを伺いたい。

委員長

確かにこの委員会はそのかたちを取ってこなかった。これは私がこれまで関わってきた立場での個人的な意見になるが、条例を制定して間もない頃は特段諮問する事項はなかったのではないか。ただし、条例第33条で委員会を常設としていることから、市民の考えを確認しておく必要があることから、具体的な諮問にとどめ、テーマは市民に委ねたのではないか。また、条例制定の直後は、まだ関連条例も策定されていないため、条例体系も完成されていない状態であったことを考えると、まだこれからという状態といえる。

委員

今の意見を聞いてなんとなく理解できた。条例が制定されて5年とはいえ、まだこれからという状態なのかもしれない。

そう考えれば、4、5年を置いて開催という意見も理解はできる。

委員

4期からの申し送り事項について述べると、ここに書かれている課題は同感である。自治基本条例は、市民の役割と権利、市政の役割と責務について書かれているが、その他にも市民参加条例、市民投票条例、協働推進

条例が制定され、このうち2つの委員会を経験させていただいた。
私は当初から、この委員会が機能するには、条例の制定から5年ぐらい経過をしないと無理ではないかと考えていた。
このことは、自治基本条例の制定時にパブリックコメントで意見を提出させてもらった。
つまり、仮に条例を改正するならば、「5年経過ごとに委員会を設置する」というように変えた方が良く考えている。

委員長

確かにこの委員会は常設という前提であるが、皆さんの意見を集約すると、おおむね期間を空けての開催が望ましいという方向かもしれない。それが4年なのか5年なのかということも含めて確認が必要である。
他に意見は何かあるか。

副委員長

委員会の役割については過去に確認したかと思うが、あらためて確認したい。委員会条例の第2条について見直す必要はあると考えるのか皆さんに伺いたい。

委員

私はこの部分については見直す必要はないと考えている。

副委員長

これまではそのような結論だったかと思う。私も委員会の役割についてはすでに意向を確認してきたと記憶している。

その中で、委員会の役割を明確にするためには、具体的な諮問が必要であるという意見があった。確かに具体的な諮問をすれば議論はしやすくなるが、あえて抽象的な諮問にすることにより、議論の対象を幅広く探ることが可能となる。この自主決定権が認められているところにこの委員会の特色があると私は思っている。

仮に、個別具体的に諮問がされた場合、現行の条文では諮問事項以外の議論はできないと定められているため、委員会で議論することは非常に限定的になってしまうことが考えられる。

個人的には諮問されていない事項についても委員会で議論できるように条文を変えた方が良く考えているが皆さんはどうか。

委員

副委員長からそのような提案があったことは記憶しているが、そのことについて委員が賛同していたのか議事録で確認をしたいと思う。

副委員長

確かに委員全員が明確に賛同はしていたわけではない。ただし、異論を唱えた方もいなかったことは確かである。

委員

諮問事項については、出し方によってお互いの役割まで大きく影響するものになる。諮問を限定してしまうことは、委員会の役割を限定することにも繋がる。

確かにこのことはこれまで確認したことかと思うが、委員全体でしっかりと合意は取っていなかったなので、ここであらためて確認をしたい。

いくつか提案も出されたが、委員会の役割を定めた委員会条例第2条の条文の5項目は改正をしないということで良いか。

－ 委員から良しの声 －

委員長

望ましい委員会のかたちとしての委員会の役割はこれで固めることとし、あらためて議事の1に戻りたいと思う。

委員会の開催頻度と任期についての意見をお願いしたい。

委員

私は、諮問事項の1つ目の条文の改正はなしということなので、条例33条の条文に則った常設の委員会として、委員会を5年ないし4年置きながら、1年ないし2年で審議をすることとし、あわせて委員の任期も揃えることが良いと考える。

委員長

4年とするか5年とするかということもあると思うが、委員会の任期を4年としているのは珍しいことではない。

副委員長

4年ということからすれば、市長や議員の任期なども4年で、実際には

スタートが揃うわけではないが、市長の任期の間に一度、答申を出すというイメージになる。4年という期間の根拠としてそのような使い方もある。

委員

その4年間の使い方としては、任期が4年のうち、実働1年間ということになるのか。色々なかたちがあるのかと思うが。

副委員長

そのことにはまだ色々ご意見があるかと思う。

委員長

そのような使い方もあると思う。諮問が出されてから3年間何もせず、4年目に審議を集中的に審議するというのも、一つの考えとしてある。

委員

今までの議論を聞いていて確認したいが、これまでの委員会のスタイルは、市長からの諮問は毎年出され、委員会の答申も毎年行ってきたのか。

事務局

これまでは平成22年の諮問に対してテーマを見つけて、答申は毎年行ってきた。今回の諮問だけが2年間という期限付きの諮問となっている。

委員

今までの議論を聞いていると、委員会の常設を変えるということが本質のような気もしている。

委員長

今回については、条例の改正はしないという結論が出ているため、常設の中で考えていきたい。先ほどの意見のようなかたちもあるし、1年目は年に1回程度開催し、事務局から報告を受けるなどし、年数を重ねるごとに開催頻度を上げていくというかたちも想定される。

副委員長

このことについては、様々な意見があろうかと思う。こうあるべきだという意見は出していただいた方がよい。私は、諮問が出されてから何年か何もせず委員会を置いておくことはあまり考えられないと思う。

毎年度、市の行政は動いていることから、1年目に市からの報告を受け、2年目以降も報告を受けながら、3年目以降に集中的に審議し、任期4年の間に答申を出すということもある。

委員長

皆さんはこの4年という任期の使い方は、どのようなイメージを持っているのか。他の方の意見はどうか。

委員

私は以前に述べたように、この委員会を一旦、休止または解散して、4、5年後にあらためて設置してはどうかという考えであった。しかし、この委員会は常設が前提となると、さて、どうしたものかという状態である。

この考えに至ったのも、昨年までの議論が認知度を上げるということで一旦は盛り上がったものの、結局は議論が巡り巡って結論が出なかったことを考えると、この委員会の議論は、あまり実効性がないと感じたからである。

委員長

自治基本条例は理念的な条例であるから、何か課題を設定したとしても、議論をすること自体、あまり効果がないということかと思う。

また、理念的な条例であるがゆえ、そもそも条例に直結した見直しをするべき課題が見つけにくいということもあるかもしれない。

副委員長

そのような視点もあるかもしれないが、問題がないから議論をする必要がないということではなく、逆に、問題があるのではないかということを探すこともこの委員会の役割かと思う。

ただ、皆さんの意見で必要ないというのであれば、この委員会の役割を変えれば良い。

委員

そもそも4年ごとに開催し、任期を4年ということが唐突のように感じる。4年とした場合は、諮問はいつ出されるのか。そのあたりも含めてわからないことが多い。

副委員長

4年にする理由は様々あるが、委員会の中で期間を空けた方が良いという意見が多く、4年という提案はあくまで暫定的なものである。

また、諮問もいつ出されるのかということもまったく決まっていはいない。執行部側に委ねることになるかもしれない。

今の意見に触発されて、まったくこれまでの議論に出ていない提案になるが、個人的には委員に委員会の開催要求権のような条文を作ってはどうかと思っている。

委員

そうなると、諮問がどのように出されるかというのは、事務局側の考えによるところになるのか。私の考えとしては、諮問の有無にかかわらず、任期の中で自主的な勉強会のようなことをしても良いと考えるが。その点についてはどうなのか。

委員長

事務局に確認するが、委員会は諮問がなければまったく活動はできないのか。

事務局

委員会の事務所掌は、諮問事項に対しての審議をしてもらうことではあるが、ただいまの意見のように諮問に向けた勉強会ということであれば、関連があるので可能と思われる。

委員

この4年という期間が出されたことは、4期からの申し送り事項にそのことが書かれているからであり、今期の論点はまさに委員の任期を揃えること、委員会は一定期間を空けるということについて、市長に答申を出すことが責務であると考えている。

委員長

これまでの意見からすると、常設という前提からすれば、仮に4年としたならば、最初の1、2年は任意の勉強会をすることや、行政からの報告を受けるなど弾力的な活動をし、4年目に答申をするというイメージで良いか。

委員

今の意見の例に出た勉強会についての質問だが、その勉強会の内容は諮問事項の内容になるのか、それともそれ以外の内容になるのか。

副委員長

その点については両方とも考えられる。諮問がいつ出されるかによるが、個人的には委嘱する時点で諮問がないというのは通常あり得ないと考えている。

これまでのように毎年、毎年答申するという窮屈さを解消し、もう少しゆっくりと充実した議論をする必要があるという方向で考えられている。

委員

これまでの議論で任期が2年ということは皆さん同意しているが、それが4年となると、まだ4年間の使い方のイメージができていないように感じている。

何も本日に急いで決めなくても良いのではないか。

委員長

今後のスケジュールに関連するので先に述べておく。

すでに合意されている半数の委員入れ替えを解消するためには、10月に新委員を募集しない方向に進めなければならず、その前の9月議会には条例改正案を提出してもらう必要がある。

そのため遅くとも次回までに決めないと間に合わない。

あわせて報告すると、本日の議題2の答申素案については、本日の議論の内容を反映させる必要があったため、今回の提示を見送らせていただいた。この点、ご容赦いただきたい。

それでは次回まで、あくまで暫定として、任期を4年としたうえで、その4年間の使い方のアイディアを出していただき、次回は議論をしていきたい。

それと平行して答申素案作成を進めていきたい。それで良いか。

－ 委員から良しの声 －

委員

1つ要望がある。開催通知には本日の議題のように細かい議事内容が書かれていなかったため、次回からは開催通知にもできるだけ議事の内容を詳細に知らせてもらいたい。

	<p>事務局 次回からはそのように対応したい。</p> <p>○ その他</p> <p>委員長 それでは、事務局からその他で何かあるか。</p> <p>事務局 事務局からは特になし。</p> <p>委員長 今回の会議日程はすでに調整をしたとおり、5月30日の金曜日、時間と場所は本日と同じでお願いしたい。</p> <p>○ 閉 会</p> <p>委員長 他になければ、本日は閉会とする。</p> <p>(午後8時20分)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
次回日程	<p>次 回 平成26年5月30日(金)午後6時30分から キュポ・ラム4階 会議室1・2号</p>